

独立行政法人国際交流基金宛

## 法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申し出をします。

### 記

1. 開示請求者

氏名 (団体の場合は代表者氏名)
団体名称

2. 開示決定通知日

3. 最初に開示を受けた日

4. 更なる開示を求める法人文書の名称

5. 更なる開示の実施方法

6. 情報公開室において開示の実施を希望する日

年 月 日

\* 土日祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) は除いてください。

\* 開示時間は、午前10時から午後5時までです (昼休み: 12時30分から13時30分を除く。)

7. 「写しの送付」の希望の有無

あり: 同封する郵便切手の額 \_\_\_\_\_ 円

(銀行振込の場合、基金指定口座に振り込んだ額 \_\_\_\_\_ 円)

なし

(注) この申出書は、更に開示を受けたい場合に、最初に開示を受けた日から30日以内に提出してください。

なお、既に開示を受けた法人文書 (その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分) につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該法人文書について更なる開示を求めることはできません。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りではありません。